

生徒心得にもあるように、立命館守山中高では、毎日の授業を学校生活の中心に置き、学ぶ意欲、学ぶ楽しさをしっかりと身につけてほしいと考えます。そこでは、与えられたものを受けとめる姿勢ではなく、主体的に学ぶこと、学習集団の一員として責任をもって発言・行動を行うことを自覚してください。

授業や家庭学習では、学習姿勢や学習習慣が重要です。授業での態度や提出物が不良であれば、すべての教員が厳しく指導するとともに家庭と連絡し家庭学習の改善を迫ります。みなさんにとって学びを継続することは忍耐力を要することでしょう。姿勢や習慣が身につけばその苦痛はなくなり、わかることの楽しさ、できることのやりがいを感じとることができます。そうすれば、学力だけでなく人としての信頼を受ける力も備わってくるでしょう。家庭学習の時間としては、1日2時間を目安として毎日続けてください。家庭学習においても自ら目標や計画を立てて行うようにしましょう。

また、基礎学力を身につけることは、将来設計の選択肢を大きく広げることになります。夢や目標が具体的に定まっていなくても、自分に与えられた適正や能力が将来に大きく花開くことを信じて、様々な分野に挑戦し、学内外で仲間と競い合い協力し合って、たくさんの経験を蓄積することが重要です。立命館守山中高では、海外研修、科学探究、弁論大会、文化発表など、たくさんのチャレンジングな取り組みが用意されています。希望者を対象とするいろいろな取り組みもたくさん紹介されていて、みなさんの先輩たちで積極的に参加した人はどんどんとその活躍のエリアを広げて希望の進路を叶えていったことを紹介しておきます。

5. 3年間の学習のめやす

本校では、学習の到達目標として次のようなめやすを設けています。目標達成には家庭学習も含めた各自の努力が必要です。

語学力：中学3年終了時点で英語検定準2級相当取得をめざす。

数学力：中学3年終了時点で数学検定準2級相当取得をめざす。

読書力：中学3年終了時点で200冊以上、3万ページ以上の図書の読破をめざす。

国語力：漢字検定準2級取得をめざす。

情報機器活用力：中学2年までにワープロ・表計算・プレゼンの基礎力を獲得する。

中学2年までにタブレット型情報端末の操作ができるようになる。

有意義な学校生活を送ろう

1. 概要

生徒証

本校生徒は、必ず生徒証（ID カード）を携帯してください。生徒証は皆さんが本校の生徒であることを社会的に証明するものです。身分証明書として大切に扱うとともに、万一、紛失した場合には、速やかに、料金を添えて事務室で再発行の手続きをしてください。

（1）暴力否定の原則

立命館学園では中学校から大学院までのすべての教育機関で、暴力行為に対して厳しい対処をしています。なぜならば暴力は学問研究の自由、言論の自由を脅かすだけでなく、基本的人権を蹂躪する反社会的・反市民的行為であり、学園の教学理念である「平和と民主主義」を侵すものだからです。したがって、いかなる理由があっても暴力行為については一切許されません。

（2）挨拶・言葉使い

教職員やお客様に対してだけでなく、生徒間でも常に挨拶するように心がけましょう。また、正しい言葉遣いに努めましょう。野卑な言葉遣いは敬意や礼儀に欠け、相手やまわりの人々の気分を悪くさせます。場合によっては、話し合いを成り立たせなくする原因にもなります。常に、相手に敬意を表することが本校生徒としての最低限のマナーであると心得てください。

（3）授業や集会のとき

授業や集会のときはつぎのことを心がけてください。

- 1) 授業は真剣な態度で受けること。積極的に参加すること。
- 2) お互いに迷惑をかけないようにすること。お互いに注意し合うこと。
- 3) 体育の授業を見学する場合は、事前に担当の先生に届け出ること。
- 4) 集会のとき、移動は整列して静かに行き、集会中は静粛にし、かつ集中すること。

（4）下校時刻について

毎日の学校生活においては、始業時刻を守ることも同様に下校時刻を守ることも大切なことです。毎日の学習や活動を充実させるためにも、けじめのある生活を心がけましょう。

中学校では、完全下校時刻は、4月から秋季総体まで18：00（夏校時）、秋季総体後から3月まで17：30（冬校時）です。完全下校時刻以降の居残りは、特別に許可のあった場合以外は認められません。

（5）欠席・遅刻・早退・欠課・一時外出をするとき

学校としては、安全管理のために生徒の動向を知っておく必要があります。事故を防ぐために、つぎのことを守ってください。

- 1) やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者がClassiの欠席連絡の画面から連絡すること。
- 2) 体調不良による欠課・早退は、保健室などで相談の後、必ず担任の許可を受けること。
- 3) 遅刻した場合は、中学教員室で遅刻届カードを記入して、授業担当者に渡す。入室の際は、授業の妨げにならないように静かに入室をすること。また登校したことを担任に連絡すること。
- 4) 登校後の一時外出は禁止します。やむを得ず一時外出しなければならない場合は、許可を得て外出すること。

2. 学校生活

(1) ホームルーム（HR）

ホームルームはすべての学校生活の中で基本をなすものです。「楽しく」「けじめ」のあるホームルームの雰囲気をつくり上げるためにも、一人ひとりが高い自覚を持ち、積極的にその責務を果たすようにしましょう。各クラスでは、週1回のロングホームルームの時間が設けられています。クラスでは、代議員・ホームルーム委員・生活委員・環境委員・広報委員・文化祭実行委員・体育祭実行委員が選ばれ、生徒会本部と連携しつつ委員会活動を行います。また、教科係、日直などが決められていて、それぞれ必要な仕事をしています。

(2) 日直の仕事について

日直は、その日の学級のリーダーとして、責任を持って仕事を行うとともに、奉仕活動に努めます。

- 1) 日直は、学級全員が交代で行う。
- 2) 日直の仕事は、始業の10分前から終礼終了までとする。
- 3) 日直の仕事は、つぎの通りである。
 - ア. 学級日誌を記入する。
 - イ. 休み時間にはホワイトボードを消しておく。
 - ウ. 教室の美化と整頓に心がけ、呼びかけも行う。また、掃除の点検を行う。
 - エ. 担任の先生や教科の先生との連絡にあたる。
 - オ. 連絡事項の伝達。
 - カ. その他クラスで決めた役割。

(3) 清掃・美化活動について

みんなが気持ちよく生活できるように、つぎのことを心がけてください。

- 1) 常に学校の美化に協力し合うこと。
- 2) 身のまわりの美化に努めるとともに、ゴミを出さない工夫をすること。
- 3) 清掃当番は責任を自覚し協力して教室や特別清掃区域などの掃除を行い、日直の点検を受けること。
- 4) ゴミは分別して、所定の場所に捨てること。
- 5) 教室の机・イスの整理整頓、照明・エアコン等教室機器の省エネ、窓や扉の戸締りに務めること。

(4) 所持品とその管理について

各自の持ち物は、「自己管理・自己責任」を基本原則としています。また、つぎのことを守ってください。

- 1) 学校生活に不必要なものは持ってこないこと。
(特に、携帯電話・スマートフォン・化粧品・アクセサリーなどは持参禁止)
- 2) 不必要に多くの金銭や貴重品を持ってこないこと。
- 3) 所持品には、すべて、校名・学年・組・氏名を記入しておくこと。
- 4) 個人ロッカーは、鍵をかけ、大切に、有効に活用すること。長期休業前には私物はすべて持ち帰り、ロッカー内は空にすること。
- 5) 自分の持ち物や教科書等を教室内に放置して下校することのないようにすること。

(5) クラブ活動について

クラブ活動は、他では得ることのできない多くの経験と感動を与えてくれます。本校では充実した学校生活を送るためにも、積極的に、クラブ活動に参加することを奨励しています。クラブ活動と勉学の両立や効率の良いクラブ活動を目的として、一週間の活動日数・時間数に一定の制限を設けています。また、クラブ活動禁止期間も設けています。

クラブ活動禁止期間：定期考査開始一週間前の日から定期考査終了まで、および学校が指定する日クラブ活動時間は16：00～18：00（夏校時）/16：00～17：30（冬校時）。

所属クラブは、生徒各自の興味にしたがって選択します。種目と分野はつぎのものです。

運動系クラブ	文化系クラブ
アメリカンフットボール	吹奏楽
サッカー	Sci-Tech
バスケットボール	美術・デザイン
バドミントン	書道
ハンドボール	日本文化研究
陸上競技	文芸
硬式テニス	ESS

なお、校外の団体で活動しているために、学校のクラブに所属して活動できない場合は「校外クラブ活動申請書」を提出して許可を受けてください。

(6) 服装・身だしなみについて

学校生活の中心は学習（教科の学習・クラス活動・生徒会活動・クラブ活動・社会参加等含む）にあります。本校の生徒であることを明確にし、学習を基本とする生活をしていることを社会的にも認めてもらうために、制服を正しく着用してください。また、自由な判断にまかされている部分についても質素で清潔なものを選ぶようにしましょう。特に、儀礼的な場に参加する場合や社会生活の場では、服装・身だしなみは相手に対する礼儀や敬意の表現と深く結びついているとともに、本校の生徒として常に見られているということを感じてください。

- 1) 本校では、制服の着用を義務づけている。学校は生徒にとって「学び」の場を中心とする社会生活の場であるという観点から、登下校を含め、制服を正しく着用すること。その他、「立命館守山中学・高等学校 学校生活のルール」をよく読んで遵守してください。
- 2) 学校にあつてはファッションの自由を規律より上位におく行動は改め、「学び」の場にふさわしい身だしなみを心がけること。とくに頭髪の染色、化粧、ピアスの装着などは、学校生活になじまないものとして禁止している。

(7) 靴の履き替えについて

キャンパス内は一足制を基本としています。校舎内への砂埃の侵入を防ぐため、通学靴・体育館シューズ・グラウンドシューズを履き分けるなど、用途に応じた靴の履き替えを励行すること。

- 1) 通学時 学校指定の通学靴（指定のローファー・スニーカー）で登校すること。
- 2) 体育館利用時 学校指定の体育館シューズを使用すること。

靴は体育館 1F 下足室に設置している個人用シューズロッカーに保管すること。

- 3) グラウンド利用時 グラウンド用のシューズを使用すること。

※体育館シューズで体育館以外への建物へ出入りを禁止する。

靴は体育館 1F 下足室に保管すること。競技終了後は、グラウンド内で靴底に着いた土を取り払い、下足室に戻ること。（汚れが酷い場合は足洗場で綺麗に洗うこと）

※特に靴に土が付着したままキャンパスや校舎内を歩き回することを禁止する。

- 4) その他 音楽室や書道室、調理室や被服室、保健室は備付のスリッパに履き替え入室すること。

3. 通学・登校・下校

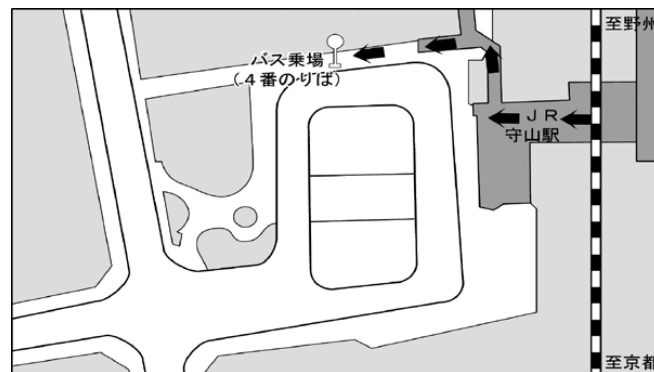
通学について

通学するときにはつぎのことを心がけてください。

- 1) 登下校の際は必ず制服を着用し、本校生徒として誇りをもって行動すること。
- 2) 登校の時間を厳守し、始業時刻に遅れないようにすること。
- 3) 交通ルールを守ること。また、電車・バス・自転車を利用するときはマナーを守り、他の人に迷惑をかけないようにすること。(自転車通学は事前の許可が必要です)

(1) JR 守山駅西口バス乗場

JR 利用者は、必ず 2F 改札口を利用すること。ホームでの事故防止ならびにバスへのスムーズな乗り継ぎを行うためにコンビニエンスストア内の改札を通ることを禁止します。



(2) 立命館守山キャンパスバス停留所（登校時のみ）

バス利用者は、「立命館守山中学校・高等学校前」バス停を下車し正門から登校すること。

* 下校時は本校北門のバス停より下校します。

(3) 自転車通学について

本校の自転車通学は、許可制となっており、キャンパス近隣からの通学者に限ります。希望する場合は所定の手続きを行い、学校の許可を受ける必要があります。また、ヘルメット着用を義務づけています。また、キャンパス周辺の道路状況の関係から、JR 守山駅からの自転車通学は許可していません。

(4) 保護者の車による生徒送迎について

本校では、安全・安心な学校づくりの対応策として、各門の開門時間の限定やインターホンによる来校者の確認、侵入を監視するためのセンサーや防犯カメラなど管理体制と設備を整えています。校内に入構ができる車両は、限定されており受付で厳しく管理・規制しています。これらの理由により、生徒送迎のための入構はできません。なお、送迎の車は、北門のバス停付近にお回りください。

4. 健康管理

(1) 健康で安全な学校生活を送るために

中学・高校生では心身の発達が急激に進む時期です。主体的に心身の健康の保持増進を図っていくことを意識して、健康で安全な学校生活を送るようにしましょう。

健康目標

- 1 健康な生活習慣の確立をめざす
- 2 健康問題を意識し、日常の行動に知識を生かして健康問題に対処できる能力や態度を身に付ける
- 3 自分自身や他者を大切にする

(2) 健康診断について

- ・学年当初には定期健康診断が予定されています。これは学校保健安全法に基づいて実施します。健康診断の結果から、専門医による精密検査や治療が必要な場合は、結果を学校に提出ください。
- ・入学前に保健調査[健康の記録]を WEB 入力して頂きました。これは健康診断や在学中の健康管理の参考にするものです。変更があった場合は必ず保健室や学年に連絡してください。
- ・運動制限やアレルギー疾患など、学校で配慮や管理が必要な場合は[学校生活管理指導票]を提出していただきます。

(3) 保健室利用について

保健室は健康診断・健康相談・保健指導・救急処置等に関することを行うところです。

〈利用上の注意〉

- ・保健室で行う処置はあくまで救急処置です。救急処置の範囲とは医療機関へ引き継ぐための救急処置や軽微な傷病に対する処置を指します。
- ・薬剤の処方はできません。
- ・体調の悪い時はベッドで休養し、経過を観察しますが、改善がみられない場合は必要に応じて早退や医療機関への受診となります。その場合は必ず、保護者に連絡をします。
- ・保健室に来室する場合は、必ず近くの教員に申し出てから来てください。

(4) 健康相談について

学校生活をはじめ、人間関係や心身の事、学習への不安など、悩みがある場合は遠慮なく相談してください。本校では SC (スクールカウンセラー) を常駐していますので、利用してください。

(5) 学校管理下でのケガ・災害について

学校におけるケガや病気については休養や救急処置をとり、必要に応じて家庭に連絡をして、早退や医療機関に搬送する場合があります。

(6) 学校において予防すべき感染症の取扱いについて

学校における感染症の予防

学校保健安全法第 19 条により、児童・生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延・流行を防ぐため、出席停止 (欠席扱いしない) の措置をとることになっています。万一、感染症と診断された場合は、表 1、表 2 を参考に、十分に休養してください。

《表1》（年度途中で変更になる可能性があります）

種別	学校において予防すべき感染症の種類 （学校保健安全法施行規則第18条）	出席停止期間の基準 （学校保健安全法施行規則第19条）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、新型コロナウイルス	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	《表2》の通り （結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで （結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を含む）

《表2》

（学校保健安全法施行規則第19条）

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが「かさ皮化」するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

本校における出席停止の取り扱い（手続き）

感染症予防のため、次のような手続きをとります。

ア. 発症を速やかに教員に連絡する。

イ. 医師の診断書（様式自由）または「罹患証明書」（学校ホームページよりダウンロード可能）を教員に提出する。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症は試験日のみの証明書で可能です。（処方箋などでも可）

ウ. 医師の指示に従った出席停止期間を守る。

（7）独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度について

本校では災害や事故の防止に向けて十分に指導を行っていますが、不可抗力的・偶発的な事故・災害が発生する可能性を否定することはできません。

独立行政法人『日本スポーツ振興センター』は、学校管理下における災害に対し必要な給付を行っており、本校では全員加入としています。

①給付制度の概要

ア. 給付の対象：

災害および事故が、学校管理下において発生したもの。ただし、自己の故意または重大な過失による災害は除外する。

イ。「学校管理下」の範囲：

授業時間中、休憩時間中、課外指導中、通常の経路および方法による登・下校中その他。

②共済掛金

高校生は 1,865 円（保護者負担 1,515 円、学校負担 350 円）となり、保護者負担分については 4 月納入諸費より支出します。

③給付内容（原則として、学校の管理下において発生した事故が対象となります。）

ア. 医療費 健康保険法により、医療費を要する費用が 5,000 円以上（保険診療で 1,500 円以上）の場合に給付対象になり、その金額の 10 分の 4 が給付されます。

イ. 障害見舞金 程度に応じて 820,000 円～37,700,000 円

※通学途中での事故については、上記金額のそれぞれ半額

ウ. 死亡見舞金 28,000,000 円

※通学途中の事故および、学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生した場合半額。

詳しくは、独立行政法人『日本スポーツ振興センター』のホームページでご確認ください。

④給付申請手続き（学校ホームページ「各種インフォメーション」よりダウンロード可能）

ア. 災害発生後、教員に届出て「学校管理下における災害事故発生報告書」を受け取り、必要事項を記入のうえ保健室に提出してください。医療機関に提出する用紙を渡します。その後医療機関で記入された用紙を保健室に提出してください。

イ. 給付は、請求の数カ月後に銀行口座に振り込まれます。

※申請の有効期限は初診日から 2 年以内です。

※同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

※申請は申し出がない場合は無効になります。ご注意ください。

※必要な書類・流れはすべて学校ホームページよりダウンロード可能です。

(8) A E D（自動体外式除細動器）を用いた除細動について

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動（心臓の^{けいれん}痙攣）によるもので、発生した場合は早期の除細動（痙攣を止めること）が救命の鍵となります。

A E D（自動体外式除細動器）は、電源を入れ、音声メッセージに従って操作し、コンピュータ作動によって自動的に心電図を判読して、必要な場合のみ、電気ショックによる除細動を指示する簡単で確実に操作できる機器です。本校では、この A E D をキャンパス内各所に設置しています。

5. 施設利用

各種施設や教室等はみんなで使うものです。お互いに気持ちよく使うために、マナーや規則をしっかり守って大切に利用しましょう。

- 1) 各種施設や教室等の利用に際しては、事前に必ず許可を受け、利用規則にしたがうこと。また、使用後は後かたづけをしっかり行い許可をした係の点検を受けること。
- 2) クラス活動やクラブ活動で通常の利用時間以外に諸施設や教室を利用する場合は必ず許可を受けること。

(1) ホームルームの備品

①個人ロッカーの管理

各ホームルーム前の廊下に個人ロッカー（H60 × W40 × D60cm）を設置しています。個人ロッカーは生徒自身の責任において管理をしてください。

- 1) 個人ロッカーの扉には鍵を取り付ける通し穴が付いていますので、市販の鍵を用意して施錠すること。特に貴重品は、机の棚に入れずロッカーに保管すること。なお、鍵はカフェテリアの購買でも購入可能です。

2) 個人ロッカーの管理は自己管理を基本としています。荷物の無理な押し込みは破損の原因となるので丁寧に取り扱うこと。なお、破損や落書きは弁済の対象となります。

②傘・コートの保管

ホームルームには、傘立てならびにコート掛け（冬季のみ）を設置しています。

③学習机・椅子

学習机も椅子も、学校の備品です。使用にあたっては、丁寧に取り扱ってください。

(2) 情報演習室

本校には情報演習室が 2 室あります。生徒諸君の活発な利用を期待しています。オープン日時は、情報準備室（メディアセンター 2F）で確認してください。

<情報演習室での遵守事項>

- 1) 室内での飲食は一切禁止。
- 2) 室内では静粛を保ち、他の人に迷惑をかけない。

(3) 図書館

図書館利用案内（図書館利用規則）

- ★開館時間 月～金曜日 9：35～17：45（中学生の利用は完全下校まで）
長期休暇期間中の開館日時については、その都度掲示物等でお知らせします。
- ★休館日 毎週土曜日・日曜日・祝祭日・学校の休日および長期休業期間中の定められた日
諸事情により、臨時に休館することがあります。
- ★館内閲覧 本や雑誌を自由に見たり読んだりすることができます。
利用した本や雑誌は必ず元の場所に戻して下さい。
- ★貸出冊数 1人10冊以内
- ★貸出期間 2週間以内
借りている本を返却期限後にもう一度借りたいときには、延長の手続きを行いますので、期限までに一度本と生徒証を図書館に持って来て下さい。ただし、予約者がある場合は返却したあと、予約の順番待ちとなります。
- ★貸出規則 雑誌の最新号は館内で読んで下さい。バックナンバーは貸出できます。『禁帯出』、『館内』のラベルが貼ってあるもの（主に雑誌の最新号、マンガ、辞典や大型図書など）は館内での閲覧のみとなります。また、課題等により貸出を制限することがあります。
- ★予約 貸出中の本については予約ができます。予約カードに必要事項を記入して、カウンターにいる司書か教員（以下、スタッフといいます）に提出して下さい。順番が来たら担任の先生を通じてお知らせします。
- ★リクエスト 図書館に入れて欲しい本について、リクエストを出すことができます。リクエストカードに必要事項を記入して、スタッフに提出して下さい。ただし、リクエストした本が図書館に入らない場合もあります。また、入るまでには1ヶ月程度の時間がかかります。
- ★延滞・督促 延滞図書がある場合、追加の貸出はできません。**返却期限は必ず守りましょう。**
延滞図書がある場合、担任の先生を通じて督促状を渡します。
- ★破損・紛失 図書館の図書等を破損・紛失した場合は、原則として、現物で弁償していただきます。図書を大切に扱いましょう。
- ★PC貸出 個人へのPC貸出については、PC使用申請用紙に記入し、スタッフに提出して下さい。生徒証を預かり、PC貸出を行います。
- ★個別学習スペース 利用申請書に記入し、スタッフに生徒証を預けて下さい。

貸出・返却の手続きについて

図書を借りるとき

- 1) 借りたい図書と生徒証 (ID カード) を用意し、カウンターへ行きましょう。このとき、必ず生徒証は、財布等から出しておいてください。
- 2) スタッフに貸出手続きをしてもらいましょう。
 - * 生徒証を忘れた場合には、貸出はできません。また、他人の生徒証を使用しないで下さい。
 - * 貸出手続きの済んでいない本を持ち出すのは厳禁です。

図書を返すとき

- 1) 借りていた図書をカウンターへ持って行きましょう。生徒証は必要ありません。
- 2) スタッフに返却手続きをしてもらいましょう。
 - * 休館中の場合は、入口左側の返却ポストに入れて下さい。
 - * 開館中は返却ポストには入れず、必ずカウンターに返却して下さい。

●校内事情や学習環境により、変更する場合があります。

例 感染症予防対応など

図書館利用に関するルールとマナー

館内は飲食禁止です。

◎食品・ペットボトルなどは、バッグの中にしまいましょう。

荷物は足元に置きましょう。

◎机の上に荷物を置かないで下さい。

※貴重品の管理は各自で責任を持って行って下さい。

返却期限をきちんと守りましょう。

◎延滞図書がある場合、返却されるまで追加の貸出はできません。

館内の物品はすべて大切に扱きましょう。

◎館内の図書、机、椅子などは大切に扱い、使い終わったら必ず元の位置に戻しましょう。

館内では静かにしましょう。

◎大声を出したり、走り回ったりしないこと。

◎図書館は静かに本を読んだり、勉強をしたりする場所です。

◎他の人の迷惑になる行為はやめましょう。

また貸しはやめましょう。

◎自分が借りた本を友達に貸したり、返却を友達に頼んだりすることはやめましょう。

また、生徒証の貸し借りも禁止です。紛失などのトラブルの原因となる行為はやめましょう。

※ルールやマナーが守れない場合、**貸出停止や入館停止**とすることがあります。

※ルールを守って、みんなで気持ちよく図書館を利用しましょう。

図書館の蔵書

	分類	冊数
000	総記	1,650
100	哲学・心理学・倫理学・宗教	1,938
200	歴史・伝記・地理・紀行	3,704
300	社会科学	6,647
400	自然科学	6,575
500	工学・工業・技術	3,049
600	産業（農林・水産・商業・交通）	1,425
700	芸術・スポーツ	4,864
800	語学	3,629
900	文学	13,434
	その他	2,148
	合計	49,063

※その他雑誌 35 誌 新聞 9 紙 英字新聞 2 紙（2023 年 2 月 1 日現在）

日本十進分類法とは

図書館の本は、その内容によって分類されて並んでいます。

この分類法のことを、**日本十進分類法**（Nippon Decimal Classification）といいます。**NDC**と省略されます。日本の多くの図書館は、このNDCに基づいて本が並んでいます。

NDCを知っていると、自宅や学校の近くの公共図書館あるいは大学図書館で本を探すときにも便利です。図書館の種類や規模によって分類番号の桁数が違います。桁数が増えるほど、分類が細かくなります。本校の図書館では、3桁の分類番号によって、本を分類して並べてあります。日本十進分類法についての詳しい説明は、図書館利用オリエンテーションや授業利用時の図書館ガイダンスで行っていきます。

図書配架方法

図書は日本十進分類法に則して並べられています。図書を探す際には、下記の表を参考にしてください。

日本十進分類法 (NDC)

0の分野 000総記		5の分野 500技術・工学	
010 図書館・図書館情報学	050 逐次刊行物	510 土木・建築	560 金属・鉱山
020 図書・書誌学	059 一般年鑑	520 建築学	570 化学工業
029 蔵書目録	060 団体	530 機械工学	580 製造工業
030 百科事典	069 博物館	540 電気工学	590 家政学
039 用語索引	070 新聞	550 海洋工学・船舶	
040 論文集	080 叢書・全集・選集		
049 雑著	090 貴重書・郷土資料		
1の分野 100哲学		6の分野 600産業	
110 哲学各論	160 宗教	610 農業	660 水産業
120 東洋思想	170 神道	620 園芸	670 商業
130 西洋哲学	180 仏教	630 蚕糸業	680 運輸・交通
140 心理学	190 キリスト教	640 畜産業	689 観光
150 倫理学・道徳	199 ユダヤ教	650 林業	690 通信事業
2の分野 200歴史		7の分野 700芸術・美術	
209 世界史・文化史	250 北アメリカ史	710 彫刻	760 音楽
210 日本史	260 南アメリカ史	720 絵画	770 演劇
220 アジア史	270 オセアニア・南極地方史	728 書・書道	778 映画
230 ヨーロッパ史	280 伝記	730 版画	780 スポーツ・体育
240 アフリカ史	290 地理・紀行	740 写真	790 諸芸・娯楽
		750 工芸	
3の分野 300社会科学		8の分野 800言語	
310 政治	360 社会	810 日本語	860 スペイン語
320 法律	370 教育	820 中国語	869 ポルトガル語
330 経済	380 民俗学・民族学	829 東洋の諸言語	870 イタリア語
340 財政	390 国防・軍事	830 英語	880 ロシア語
350 統計		840 ドイツ語	890 その他の諸言語
		850 フランス語	
4の分野 400自然科学		9の分野 900文学	
410 数学	460 生物科学・一般生物学	910 日本文学	960 スペイン語
420 物理学	470 植物学	920 中国文学	969 ポルトガル文学
430 科学	480 動物学	929 その他の東洋文学	970 イタリア文学
440 天文学・宇宙科学	490 医学	930 英・米文学	980 ロシア・ソヴィエト文学
450 地学	499 薬学	940 ドイツ文学	990 その他の諸言語文学
		950 フランス文学	

(4) 生協

①立命館生活協同組合とは

立命館大学や附属校の教職員・学生・生徒の出資金によって運営される全国でも有数の規模を誇る生活協同組合です。日常生活用品の販売から旅行の申し込みまで、幅広い営業を行うとともに、環境問題など社会的活動も行っています。立命館生活協同組合は大学を含め各キャンパスで店舗を運営しています。生徒のみなさまはこの立命館生活協同組合に加入すればどの店舗でも利用できます。

「生協」への加入手続きがまだの方は、是非加入してください。

②学校食堂（CaFête Rits）の利用について

本校食堂カフェテリッツは、立命館生協が学校の委託を受けて運営しています。

（カフェテリッツは、Café Fête（フランス語もてなし）Ritsの組み合わせ造語）

1) 学校食堂（CaFête Rits）概要

営業時間	月曜日～金曜日 11:00～13:30 学校行事の関係で変更することがあります。
------	---

2) 利用方法

食堂はカフェテリア方式で運営されています。代金はICプリペイドカードもしくは、現金でお支払いください。

③購買（守山店）の利用について

1) 主な扱い商品

ノート・筆記用具・のり・ファイルなどの文房具、サンドイッチ・おにぎりなどの食品、牛乳・お茶などの飲料、ティッシュ・ハンカチ・傘などの日用雑貨、制服・体育用品・教科書・辞書、コピーカード・切手、英検等の資格試験受験の申し込み、指定教材・書籍の申し込み（営業時間 平日：10:00～14:00 学校行事の関係で変更することがあります）。

高い学力を養成しよう

1. 学年暦（学校行事）

主な学校行事（2023年度予定）

1 学期	4 月	入学式・始業式 第1回学力推移調査 学年合宿（1年）、校外学習（2・3年）	2 学期	10 月	中体連秋季大会 体育祭
	5 月	中体連春季大会 1学期中間考査		11 月	2学期中間考査
	6 月	1学期期末考査		12 月	2学期期末考査 合唱コンクール
	7 月	中体連夏季大会		3 学期	1 月
2 学期	8 月	夏季休業 第2回学力推移調査	3 学期	2 月	平和学習（中2） 海外研修（3年）
	9 月	文化祭 芸術鑑賞 2学期中間考査		3 月	学年末考査（中1・2） 卒業式、修了式 海外研修（3年）

立命館守山中学校では、1年を1学期（4月～7月）、2学期（8月～12月）、3学期（1月～3月）に分けて3学期制としています。

※年度によって変更することがあります。

2. 教育課程（カリキュラム）

（1）カリキュラムの概要とコース制

立命館守山中高は、開校当初より「地域に学び、世界に発信する」ことを掲げ、文理融合の学びにより、幅広い視野、多様な思考をもつグローバルサイエンスリーダーの育成を目指してきました。この教育方針を堅持しながらも、新しい時代を拓く確かな学力の育成のために教育課程をはじめとするカリキュラムを定期的に更新しています。特に、現カリキュラムでは、思考力・表現力を鍛えること、教科横断型の視点や主体的な探究力を身につけること、発信型英語力や国際性を磨くことなど、本校が掲げる教育目標の実現に向けて、充実したカリキュラムを整備しています。

また、中高6年間で2年ごとに区切り、発達段階に応じた教育課程と系統的な探究プログラムが設置されています。これは、教科教育においても自主自立の観点においても、みなさんがステージアップを実感し到達点をしっかりと確認し、自信と新たな目標をもって進路を切り拓いていくものになるはずです。たとえば、中1・中2では、仲間とともに心と体を鍛え、自分の学習スタイルを身につけます。中3・高1では、海外研修や科学探究を通して夢と課題を見つけ、自分の力を試しながら将来ビジョンを描きます。高2・高3では、大学につながる専門的な学びを通して、ビジョン実現に向けた総合的な学力や、地域や国際社会に貢献する志を身につけることを願います。

中学校と高校では、次のようなコース制が整備されています。中学校では、アカデミア（AM）コースとフロンティア（FT）コース（2022年度入学生より「アドバンス（AD）コース」のそれぞれにおいて、確かな学力、豊かな人間性、開かれた国際性を身につけます。高校では、アカデミア（AM）コース、グローバル（GL）コース、フロンティア（FT）コースの3コース制において、大学進学を見据えた専門



性、国際性、探究力を身につけます。

高校 AM・GL では、高2から理系と文系に分かれそれぞれの教育課程によって履修します。高校 FT では難関大学の進路学部等に合わせて、科目選択による理系・文系別教育課程が展開します。

(2) 教育課程表

1) 教育課程表

(年間時数、1 単位時間：50 分)

教科	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
国語	140	140	140
社会	105	105	140
数学	140	140	175
理科	105	140	140
音楽	52.5	35	35
美術	52.5	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	175	175	140
道德	35	35	35
特別活動	35	35	35
総合	70	70	70
合計	1085	1085	1085

3. 校時表

中学・校時表 (2022 年度)

ショートホームルーム	8:20 ~ 8:25
1 時間目	8:35 ~ 9:25
2 時間目	9:35 ~ 10:25
3 時間目	10:35 ~ 11:25
昼休み	11:20 ~ 12:15
4 時間目	12:15 ~ 13:05
5 時間目	13:15 ~ 14:05
6 時間目	14:15 ~ 15:05
ショートホームルーム	15:10 ~ 15:15

調整後、変更することがあります。
また、諸活動で7時間目を設定する場合があります。

4. 出欠席

(1) 欠席・欠課・遅刻・早退

遅刻・欠席をしないようにしましょう。

欠席または遅刻する場合は、保護者から欠席連絡システムを利用、または学校受付 (077-582-8000) まで連絡してください。また、やむを得ず早退しなければならないときは、事前に学年教員に保護者から連絡してください。

区分	名称	状 況
学校	欠席	終日、欠席した場合
	遅刻	学校の定める始業時刻に遅れて出席・参加した場合
	早退	学校の定める終業時刻以前に下校した場合

(2) 忌引き

服喪のため、次の日数の範囲内で出席しなかった場合（死亡の当日より適用）要出席日数から除外します。ただし、下記日数は死亡の当日より休業日も含めるものとします。

- 1) 1 親等（父母） 7 日以内
- 2) 2 親等（兄弟姉妹・祖父母等） 5 日以内
- 3) 3 親等（曾祖父母・伯叔父母等） 3 日以内

5. 定期考査

(1) 定期試験の時期

定期試験は年間 5 回実施します。教科・科目によって定期考査の有無・回数異なる場合があります。おおよその時期（学年や年度によって変更する場合があります）

1 学期	中間試験	5 月下旬
	期末試験	6 月下旬
2 学期	中間試験	10 月上旬
	期末試験	11 月下旬
3 学期	学年末	1 月下旬（中 3） 3 月上旬（中 12）

定期試験で不正行為を行った場合は、ただちに試験会場から退出させます。また、同時期に行なわれた当日までの試験は該当科目または全科目が 0 点となります。

(2) 受験の心得

定期考査などの受験時の考査遵守事項は、以下の通りです。

- 1) 開始前に必ず行うこと
 - ①机の中に私物がないか、また、机の上に書き込みが残っていないか等を事前に必ず確認しておく。
 - ②考査会場内の私物は全て個人ロッカーに片付け、受験に必要な筆記具及び特に許可されたもののみを机の上に置く。この時、消しゴムのカバーは取っておく、筆箱、定規等もロッカーにしまうこと。
 - ③考査開始 5 分前までに考査会場内の指定された場所に着席すること。
- 2) 考査の開始及び考査中の注意点
 - ①考査会場が静粛になり、監督から「考査開始」の合図があるまで、筆記具を持たない。
 - ②考査開始後、20 分を超えた遅刻者は、受験することができない。
 - ③考査問題やその他について不明な点があれば、黙って手を挙げ、考査監督者の許可を得てから他の受験者に影響が出ないように発言、質問する。
 - ④考査開始後は教室外に出られない。やむを得ず退出した場合は、再入室・受験継続はできない。ただし、トイレに行くことを希望する場合は、試験監督の指示で途中退室後、再入室して受験を継続することを認める。
 - ⑤通信機能のついた電子機器、電子辞書等について、教室に持ち込んでいた場合は不正行為と見なす。個人ロッカーやカバンから音や振動が出た場合は考査妨害行為とみなし、指導の対象とする。
- 3) 終了と回収

終了チャイム（終了合図）が鳴り始めた時点ですぐに筆記具を置き、そのまま待機する。その際、

解答を続けたり、私語をしたり、考査監督者の指示に従わなかった場合は、不正行為と見なす。
回収は、監督者の指示で速やかに行う。

- 4) 以下の場合も不正行為とみなし、受験を中止させるので注意すること
- ①考査終了のチャイム後から「解散」の合図までに、私語をしたり考査監督者の指示がないのに立ち歩いたりした場合
 - ②机上・机の中、あるいはその周辺に、持ち込みを許可されていない物があった場合
また、ポケットの中に持ち込みを許可されていない物があった場合
 - ③通信機能の付いた電子機器や電子辞書等を許可なしに教室に持ち込んだ場合
 - ④終了チャイム（終了合図）の後、筆記用具を持っていた場合、また私語をした場合
 - ⑤考査監督者に受験態度を注意され、その後も改まらなかった場合
 - ⑥その他、考査監督者の指示に従わなかったり、遵守事項を守らなかったりした場合
- ※不正行為があったと確認された場合は、不正行為が発覚した時点以前の同時期の考査科目を 0 点とする。ただし、不正行為をした以降の考査の受験は認める。
- 5) 遅刻した場合の対応について
考査開始時刻に遅刻した場合、考査開始時刻から 20 分以内に、教員室にて遅刻者受験許可証を受け取った者については途中入室を許可する。（遅刻届を持っていない者は途中入室できない。）ただし、リスニング問題等、他受験者に影響を与えると判断した場合は、その問題が終了した時点で入室を許可する。
- 6) 考査返却時における不正行為
考査終了後に、考査答案の返却時に採点が終了した答案の改ざんを行なった場合は、「不正行為」とみなし該当科目を 0 点とする。

6. 評定（100 点法評定と五段階評定）

学習評価は定期試験の結果と日常の学習で課せられる宿題や課題を評価した学習課題点を合算して行ないません。評定は 100 点法の絶対評価とその点数を到達度によって五段階にわたる五段階評定を併用します。100 点法評定と五段階評定の対応は下の表によります。

100 点法評定	5 段階評定	到達レベル
80 ～ 100	5	大変良く理解できている
65 ～ 79	4	よく理解できている
50 ～ 64	3	理解できている
35 ～ 49	2	到達度に充分達していない
0 ～ 34	1	到達度に達していない

7. 進学制度

(1) 本校卒業生は内部推薦制度により、立命館守山高等学校へ進学することができます。ただし、次の条件を満たしていることが必要です。

- ①指定した期日をもって立命館守山高等学校への進学の意志を明確にした者
- ②立命館守山高等学校で学習を進めるのにふさわしい学力を有する者
(学習成績において、3 年間の五段階評定の評定平均値が 3.0 以上の者)
- ③出願時までにおいて英語検定 3 級以上取得の者
- ④基本的な生活習慣が確立されており、学業に積極的にとりくむ意欲を有する者
- ⑤生活指導上の問題がなく、本校の指導に沿える者

他の高等学校の入学試験を受験する場合は、内部推薦制度による立命館守山高等学校への被推薦資格を放棄したものとみなします。詳細については、入学後の進路ガイダンスにて説明します。

8. 「特別警報（大雨）（大雪）（暴風）（暴風雪）、以下同じ」「暴風警報」「暴風雪警報」発令時等における臨時休校措置・オンライン学習の実施について

近江南部地域（大津市南部・草津市・栗東市・守山市・野洲市、以下同じ）への各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報の発令、および JR 西日本東海道本線（琵琶湖線 京都⇄長浜間、以下同じ）の運行中止に伴う臨時休校・授業開始時刻の変更の措置等については、以下の通りとする。

- ① 授業日に警報の発令が予想される場合、および交通機関の計画運休など生徒の登下校に大幅な影響が生じると予想される場合は、前日までに生徒に自宅待機を指示し、オンライン学習実施の可能性のあることを生徒に伝える。
- ② 午前 7 時において、近江南部地域に各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令、あるいは JR 西日本東海道本線（琵琶湖線）の運行が中止されている場合、臨時休校とする（4 限以降はオンライン学習の可能性あり）。
- ③ 当日 10:00 の段階で警報が解除されている場合は、4 限からオンライン学習を実施する。当日 10:00 の段階で警報が発令されている場合は、終日臨時休校とする。
- ④ 当日 7:00 の段階でまだ警報が発令されていなかった場合は 1 限からオンライン学習を実施するが、警報の発令に伴い、次の時限の学習から臨時休校とする。
- ⑤ 通常授業日に、遠方の地域に住んでいる生徒で、各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報発令地域、または土砂災害警戒警報等による避難勧告地域内に自宅がある場合、平常時の通学路が避難勧告地域内に該当の場合、近江南部地域への各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報発令と同等の判断を行い、「公欠席」扱いとする。
- ⑥ 通常授業日に、遠方の地域に住んでいる生徒で、通学経路である公共交通機関の不通によって登校が不可能と判断されるときは、ハイブリッド授業を実施する。
- ⑦ 登校後、近江南部地域に各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令、あるいは JR 西日本東海道本線（琵琶湖線）の運行が中止されたときは、校長の判断により必要に応じて臨時休校の措置をとることがある。
- ⑧ 臨時休校となった後に警報等が解除となって生徒の登校に危険がないと判断でき、かつ教員の指導体制が確立できる場合は、生徒を登校させることは可能であるが、その際、担当教員は教頭に登校させる旨を連絡した上で登校させること。
- ⑨ 休日に近江南部地域への各種特別警報、または暴風警報、暴風雪警報が発令、または JR 西日本東海道本線（琵琶湖線）の運行中止となった場合、校内の活動については基本的に上記に準じることとする。ただし、生徒の活動において主催者が本校以外の場合は、主催者の判断に従うこととする。
- ⑩ 定期試験についても、原則として上記の措置を適用する。

9. 雷発生時の安全確保

雷発生時の安全確保の為、守山キャンパス内に「雷警報」と連動したパトライトを設置しています。パトライトが回転点灯したら、屋外にいる生徒は速やかに建物内へ避難してください。

学費・諸費・諸会費・奨学金・授業料減免制度

1. 学費などの納入について

本校の学費・諸費・諸会費の納入方法は、《銀行口座振替方式》です。《銀行口座振替方式》とは、本校指定金融機関である滋賀銀行に開設された保護者指定の預金口座（以下「学費口座」）から学費等の納付金を自動的に口座振替する方式です。本校の学費は2期分納（前期4月27日・後期10月27日）、諸費および諸会費は前期一括納付（4月27日）となっており、振替日前日までに指定口座に必ず入金してください。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金についても、この口座に振り込みます。

（1）2023年度の学費・諸費・諸会費（立命館守山中学校）

（単位：円）

学 年		第1学年		第2学年		第3学年	
コース		アカデメイア	アドバンス	アカデメイア	フロンティア	アカデメイア	フロンティア
学費	授業料	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000
	教育充実費	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	計（A）	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000
諸費	教材費	85,000	86,000	82,000	82,000	81,000	81,000
	行事費	37,000	37,000	102,000	102,000	20,000	20,000
	学級活動費等	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	卒業諸費	---	---	---	---	20,000	20,000
諸会費	生徒会入会金	2,000	2,000	---	---	---	---
	生徒会費	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	教育振興会入会金	2,000	2,000	---	---	---	---
	教育振興会費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	PTA費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計（B）		159,400	160,400	217,400	217,400	154,400	154,400
納入額 [(A)(B)の合計]		1,029,400	1,030,400	1,087,400	1,087,400	1,024,400	1,024,400

※諸費は、当該年度の4月1日現在本校に在籍しているすべての生徒に対し、前期振替日に授業料等とともに学費口座から引き落としを行います。年度途中で不足が生じた場合は必要額を納入していただくことがあります。

※上記に加え、研修旅行費用が必要となります（別途旅行会社等から徴収）。

※教材費、行事費、学級活動費等については見込み額です。4月にあらためて確定した金額を案内します。

※振替日は、前期4月27日（学費・諸費・諸会費）と後期10月27日（学費）（それぞれ、金融機関休業の場合は翌営業日）です。

（2）奨学金

本校で募集する主な奨学金は下記のとおりです。これらの奨学金の募集概要は、地方公共団体等から募集依頼があり次第、本校ホームページ（本校トップページの「生徒・保護者の方へ」→「奨学金制度のご案内」）に掲載し、Classiで随時お知らせします。受給資格や申請方法、審査基準、変更等最新情報については、Classiとあわせて、本校ホームページで必ず確認してください。

なお、本校が募集する奨学金以外の奨学金制度については、お住いの地方公共団体、福祉事務所、奨学団体等に直接問い合わせてください。

【主な民間奨学金】

奨学金名	支給形態	対象者	奨学金	募集時期
交通遺児育英会奨学金	貸与	交通事故で死亡または重い後遺障害がある保護者等の生徒	月額 20,000 円・30,000 円・40,000 円	随時
おりづる会交通遺児奨学金	給付	滋賀県在住の交通遺児	年額 84,000 円	4 月頃

※中学校 3 年生には、高校進学を経済的に支援する奨学金があります。

【滋賀県の主な奨学金】

奨学金名	支給形態	対象者	奨学金	募集時期
滋賀県奨学資金（予約採用）	貸与	高校に進学を予定している中学校 3 年生で、保護者が滋賀県在住の生徒。進学した高校で奨学金を受給します。	保護者等と同居…月額 30,000 円 保護者等と別居…月額 35,000 円	随時

【本校の奨学金（給付制）】

奨学金名	対象者	奨学金（返還義務なし）	募集時期
立命館守山高等学校フロンティアコース奨励奨学金	立命館守山高等学校フロンティアコースに進学を希望する本校中学校 3 年生。進学した高校で奨学金を受給します。	年額 500,000 円	9～11 月頃
立命館守山中学校・高等学校教育振興会奨学金	立命館守山中学校・高等学校授業料減免制度の受給対象者	授業料（年額）の 2 分の 1 を上限とする予算の範囲内。中学校・高校を通じて原則 1 回のみ。	家計急変等があったとき

(3) 授業料減免制度

本校で適用される主な授業料減免制度は以下の通りです。国・地方公共団体が実施する授業料減免制度については、募集依頼があり次第、本校ホームページ（本校トップページの「生徒・保護者の方へ」→「奨学金制度のご案内」）に掲載し、Classi で随時お知らせします。受給資格や申請方法、審査基準、変更等最新情報については、Classi とあわせて、本校ホームページで必ず確認してください。

また、家計の急変等により本校が実施する授業料減免制度に申請が必要な場合は、事務室（1 号館 1 階）の窓口で相談してください。

制度名	対象者	授業料減免額	募集時期	受給条件
立命館守山中学校・高等学校授業料減免制度	家計急変等があった本校生徒	授業料（年額）の 2 分の 1 ※教育充実費は対象外	家計急変等があったとき	公的奨学金の受給を前提に中学校・高校を通じて原則 1 回